

那覇市公報

第 1 4 5 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 証人等の実費弁償に関する条例及び那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例 (人事課) 317

規 則

- 那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) 319

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 320
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 320
- 那覇市発注予定 (工事) の公表について (契約検査室) 320

公 告

- 都市計画公園事業の変更認可に伴う図書の縦覧について (花とみどり課) 321
- 都市計画公園事業の変更認可に伴う図書の縦覧について (花とみどり課) 322
- 都市計画公園事業の変更認可に伴う図書の縦覧について (花とみどり課) 322
- 平成 1 8 ・ 1 9 年度、道路位置の指定 (変更・廃止) について (建築指導課) 323
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課) 324

上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 324

教育委員会告示

- なは教育の日を定める要綱…………… 325

条 例

那覇市条例第20号

平成19年4月24日

公 布 済

証人等の実費弁償に関する条例及び那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

証人等の実費弁償に関する条例及び那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第1条 証人等の実費弁償に関する条例(1969年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(実費弁償) 第2条 次に掲げる者に対しては、実費弁償として旅費を支給する。ただし、本市職員がその職務に関係して証人等となった場合には、支給しない。 (1)～(2) [略] (3) 地方自治法第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定により公聴会に参加した者 (4) 地方自治法第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定により出頭した参考人 (5)～(10) [略]	(実費弁償) 第2条 [略] (1)～(2) [略] (3) 地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により公聴会に参加した者 (4) 地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により出頭した参考人 (5)～(10) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市行政財産使用料条例の一部改正)

第2条 那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の徴収) 第2条 市長は、地方自治法第238条の4第4項の規定による行政財産の使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収する。ただし、使用の期間が1月を超える場合において市長が必要と認めるときは、分割して徴収することができる。 2 [略]	(使用料の徴収) 第2条 市長は、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収する。ただし、使用の期間が1月を超える場合において市長が必要と認めるときは、分割して徴収することができる。 2 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第28号

平成19年 5 月 1 日

公 布 済

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和48年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(福祉事業の種類) 第17条 条例第17条第1項に規定する被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] <u>(4) 休養に関する事業</u> <u>(5)～(19) [略]</u> 2 [略]	(福祉事業の種類) 第17条 [略] (1)～(3) [略] <u>(4)～(18) [略]</u> 2 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。 2 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第17条第1項各号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

告 示

那覇市告示第 2 9 号

平成 1 9 年 4 月 2 0 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 3 1 号

平成 1 9 年 4 月 2 7 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 3 2 号

平成 1 9 年 5 月 1 日

掲 示 済

那覇市発注予定(工事)の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 1 2 年法律第 1 2 7 号)第 7 条第 1 項及び同法施行令(平成 1 3 年政令第 3 4 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、「平成 1 9 年度執行予定建設工事公表リスト」を公衆の閲覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 公表リストの名称
平成19年度執行予定建設工事公表リスト
- 2 公表の事項
(1) 件名 (2) 予定期間
(3) 業種 (4) 概要
(5) 入札・契約方法 (6) 時期
- 3 公表の期間
平成19年5月1日から平成20年3月31日まで
- 4 閲覧の場所
都市計画部契約検査室窓口及び市政情報センター並びに那覇市役所公式ホームページ

公 告

那 覇 市 公 告 第 6 号
平成19年4月23日
掲 示 済

都市計画公園事業の変更認可に伴う図書の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
(2) 名称 5・5・那6号 天久公園
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
(1) 収容の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成3年2月15日から平成21年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長
- 7 縦覧の場所 那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那 覇 市 公 告 第 7 号

平成 1 9 年 4 月 2 3 日

掲 示 済

都市計画公園事業の変更認可に伴う図書の縦覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 那 3 号 天久緑地
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地
 - (1) 収容の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成 4 年 10 月 2 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長
- 7 縦覧の場所 那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那 覇 市 公 告 第 8 号

平成 1 9 年 4 月 2 3 日

掲 示 済

都市計画公園事業の変更認可に伴う図書の縦覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 2・2・那 6 号 宇栄原公園

- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地
 - (1) 収容の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成 15 年 8 月 15 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長
- 7 縦覧の場所 那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 1 0 号

平成 1 9 年 5 月 1 日

掲 示 済

平成 1 8 ・ 1 9 年度、道路位置の指定 (変更 ・ 廃止) について

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおりしたので、建築基準法施行規則第 1 0 条の規定により公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課にそなえて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 1 8 ・ 1 9 年度、道路位置指定 (変更 ・ 廃止)

指定 年 月 日	位 置 指 定 番 号	道路位置指定の地名・地番	道路幅員 (m)	延 長 (m)	内 容
[平成18年度分] 平成19年3月22日	10	那覇市首里石嶺町1丁目114-20 他6筆	5.13m	43.13m	位置指定
[平成19年度分] 平成19年4月2日	1	那覇市首里石嶺町1丁目159-9	4.00m	58.70m	位置指定 (変更)
[平成19年度分] 平成19年4月11日	2	那覇市字真地御殿原40-10 他8筆	4.00m	89.08m	位置指定

那覇市公告第 1 2 号
平成 1 9 年 5 月 2 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 6・5・那1 奥武山公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 昭和47年9月28日から平成21年3月31日まで
- 6 縦覧の場所 那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 4 号
平成 1 9 年 4 月 2 6 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条1項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
3 5 0	屋良産業	名護市 字為又 2 7 番地の 1	屋良 利豊	平成 1 8 年 1 2 月 1 日

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第 3 号

平成 1 9 年 5 月 1 日

掲 示 済

なは教育の日を定める要綱を次のように告示する。

那覇市教育委員会

委員長 仲村渠 良雄

なは教育の日を定める要綱

(目的)

第 1 条 教育に対する市民の意識と関心を高めるとともに、那覇市の明日を担う子どもたちの健やかな成長を願って、家庭、地域、学校、企業及び行政が連携し、市民全体で教育に関する取組を推進するため、なは教育の日を設ける。

(なは教育の日)

第 2 条 なは教育の日は、12 月 9 日とする。

(なは教育の期間)

第 3 条 なは教育の日の目的にふさわしい活動を重点的に実施する期間として、12 月 9 日から翌年の 1 月末日までを、なは教育の期間とする。

(委任)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。